

2026/6/14
犯罪被害者支援を考えるシンポジウム2026

第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえた
医療観察法病棟での取り組み

北海道大学病院附属 司法精神医療センター
賀古 勇輝

第5次犯罪被害者等基本計画

Ⅲ 重点課題及び具体的施策

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組：第1 現状認識と具体的施策の方向性

2 具体的施策の方向性：(3) イ 医療観察対象事件

これまで、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等には、不起訴処分の理由等の説明、処遇段階における情報提供制度の整備・充実等、各種施策が講じられてきた。しかしながら、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等からは、同じく被害を受けた場合でも**加害者が医療観察制度の対象となるか、それとも、刑事裁判、刑の執行及び保護観察の対象となるかによって犯罪被害者等としての処遇に差が生じるのは不合理**だとして、医療観察手続の審判における代理人弁護士や付添人の傍聴を含めた傍聴の拡充や、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聴取・医療観察対象者への伝達を実現すべきとの要望のほか、医療観察対象者に関する情報提供を更に拡充すべきとの要望もある。

医療観察制度は、刑事手続とは異なる目的を有すること等から、これと単純に比較することはできないほか、医療観察対象者の病歴等は要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項）でもあるが、第5次基本計画の検討過程においては、現行制度の目的等を前提としつつも何らかの形で要望を実現することはできるのではないかと、少なくともその検討を行うべきではないかとの議論もあったところである。そこで、こうした議論も踏まえ、**審判の傍聴制度の充実、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聞き取りや医療観察対象者への伝達及び医療観察対象者に関する情報提供の在り方について、多角的な検討を行う。**

第5次犯罪被害者等基本計画

Ⅲ 重点課題及び具体的施策

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組：第2 具体的施策

1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

(12) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

- ア 不起訴記録を保存する各検察庁に対し、**不起訴記録（医療観察の申立てをした事件を含む。）の弾力的開示**について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】（3-18）
- イ 検察官が、不起訴処分（**医療観察の申立てをした事件を含む。**）について、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分の内容及び理由並びに**犯罪被害者等の支援に関する制度について十分な説明**を行うよう、引き続き、検察庁に対する周知に努める。【法務省】（3-19）

第5次犯罪被害者等基本計画

Ⅲ 重点課題及び具体的施策

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組：第2 具体的施策

1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

(22) 医療観察審判の傍聴制度の充実

医療観察法においては、犯罪被害者等の関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができるとされているところ（医療観察法第47条第1項）、検察官が医療観察の申立てをした事件について、**犯罪被害者等から医療観察審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じ、手続を主宰する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。**また、**犯罪被害者等が傍聴する際の付添いやビデオリンク方式による傍聴、犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による傍聴といった、医療観察審判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**【法務省】（3-32）

第5次犯罪被害者等基本計画

Ⅲ 重点課題及び具体的施策

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組：第2 具体的施策

2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策

(10) 医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等

医療観察法に基づき、裁判所において実施している**医療観察審判の結果通知制度**について、必要な情報が犯罪被害者等に届くよう、**冊子・パンフレット等**を活用して、**一層の周知を図る**。また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する**情報提供制度**については、一部見直しを行い、令和6年1月から、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、**各処遇段階の終了時の「終了事由」**を追加したところであり、引き続き円滑かつ適正に運用する。さらに、本情報提供制度の在り方について、制度見直し後の運用状況をはじめ、医療観察対象者の社会復帰の促進や個人情報保護の観点等を総合的に考慮した検討を行う。【法務省】（2-45）

第5次犯罪被害者等基本計画

Ⅲ 重点課題及び具体的施策

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組：第2 具体的施策

2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策

(11) 医療観察対象事件における犯罪被害者等への配慮

保護観察所において、医療観察対象事件における犯罪被害者等から相談等を受けた場合には、二次的被害を生み出さないよう十分配慮しつつ、誠実に対応するとともに、必要に応じて、相談等の内容を関係機関に共有する。【法務省】（3-46）

(12) 医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与に関する検討

医療観察制度の目的である医療観察対象者の社会復帰の促進や医療観察対象者の個人情報保護等を総合的に考慮しつつ、**犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること、それを医療観察対象者に伝えること等が入院中の医療観察対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。**【厚生労働省】（3-47）

第三者被害者への情報提供

- 元々、本人の同意があれば情報提供は可能であることが地域処遇ガイドラインに明記されている。

「必要に応じ、対象者の社会復帰を促進する観点から、対象者の同意に基づき、地域住民や被害者等に提供可能な情報の範囲を定める」

- ➡ 当センター入院患者で、被害者が第三者であるか、第三者所有の建造物放火の対象者に対して、「もし被害者や遺族から情報提供の依頼があった場合、同意するか？」と質問したところ、**社会復帰期ステージで退院前の患者では14名中13名が同意**した。
- ➡ 内省が深化し、リカバリーした患者では、同意する患者が多いのでは？
- ◆ 共通の同意書は存在しない。
- ◆ 実際に情報提供する際に誰がどこでどのように行うかは何も指針がない。

医療観察法病棟における被害者支援の展望

第5次犯罪被害者等基本計画で言及された取り組みが今後進んでいった場合、医療観察法病棟で何ができるか？

- 情報提供制度が拡充された際、それを担うのは現状通り社会復帰調整官だけでよいのか？ 医療者からの情報提供を希望する被害者もいるのではないか？
- 心情聴取・伝達が、対象者の内省の深化・リカバリーにプラスになる可能性も十分考えられるが、病状の重さのためにそこまで期待できないケースも存在すると思われ、一律での実施は困難だろう。
- 被害者・遺族をさらに傷つけてしまうリスクも考えられ、慎重な運用が求められる。
- ◆ 現在運用されている情報提供制度において、令和6年から追加された「各処遇段階の終了の事由」があるが、退院となった事由として詳細な治療経過も情報提供も不可能ではないのでは？

令和8～10年度 厚生労働科学研究費補助金

「医療観察法医療における早期退院の促進と被害者関与に関する研究」 （研究代表者：竹田康二）

- 分担班「触法・犯罪精神障害者に対する被害者関与の法的・倫理的課題の調査」
（分担研究者：柑本美和）
 - 被害者・遺族のニーズ（情報提供・意見聴取・安全確保等）の分析
 - 海外との比較研究 など
- 分担班「早期退院と被害者関与に関するデータに基づく調査」 （分担研究者：本間稔宏）
 - 被害者類型と転帰に関する研究 など
- 分担班「医療観察法入院処遇における被害者関与に関するニーズおよびリスクの調査と間接的被害者関与の試み」 （分担研究者：鈴木敬生）
 - 対象者からの情報提供および被害者からの心情伝達等に関するニーズとリスクの調査 など